

健康保険 被扶養者申請手続きについて

被扶養者申請にあたっては、下記事項をご一読いただき、内容に同意された上で、被扶養者申請調書の記入及び各種書類の提出等、必要な手続きを行っていただきますようお願い致します。

●被扶養者について

健康保険の被扶養者は、家族なら誰でもなれるというのではなく、被保険者が被扶養者の生計を主として維持している、また継続的に扶養する能力があるなど、一定の条件を満たしている必要があります。

●被扶養者の認定基準

下記の項目等により総合的に審査した上で、被扶養者認定の可否を決定します。

- (1) 申請のご家族は、健康保険法に定める被扶養者の範囲内であること
- (2) 被保険者がそのご家族を経済的に主として扶養している事実があること(そのご家族の生活費の半分以上を負担していること)
- (3) 優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者が申請のご家族を扶養せざるをえない理由があること
※優先扶養義務者: 申請のご家族が「母」の場合は「父」など
- (4) 被保険者には継続的にそのご家族を養う経済的能力があること
- (5) 申請のご家族の年間収入は、被保険者の年間収入の2分の1未満であること
- (6) 申請のご家族の年間収入は、130万円未満(60歳以上、または障害厚生年金受給者等は180万円未満)であること
- (7) 申請のご家族ならびにその優先扶養義務者に収入がある場合は、ご家族各々の収入を考慮に入れて判断すること

※18歳以上65歳未満の方は一般的に就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的援助がなくても自立して生活できる場合が多くあります。

このため、18歳以上のご家族を被扶養者として申請される際には、就労できない状態にあること、被保険者の収入によって主として生計が維持されていること等を証明する書類の提出が必要になります。
稼働年齢のお子様や父母、兄弟姉妹の場合は、その年齢、収入、扶養に至った理由などを勘案し、認定の可否を判断させていただきますので、ご理解くださいますようお願い致します。

●「被扶養者申請調書(調書)」について

- 中学生以下のお子様の申請に関しては、「被扶養者申請調書」の提出は不要です。
- この調書は、被保険者が被扶養者の生計を主として維持していること、継続的に扶養する能力があること等、現況を確認するための重要な資料となりますので、必ず事実に基づいて全てご記入下さい。
- 記載不備や添付書類が不足している場合には、被扶養者認定可否の判断ができないため受付できません。
なお、認定後、記載事実との相違や虚偽が判明した場合は、認定時に遡って被扶養者資格を取消する場合があります。
- 添付書類は別紙にてご確認下さい。
認定にあたり厳正な審査を行うため、状況に応じて追加書類の提出を求めることがありますので、予めご了承ください。
- ご記入いただく内容につきましては、被扶養者として申請される方の扶養状況等を詳しく把握し、健保組合が公平に認定審査を行うために使用するものであり、これ以外の目的で個人情報を使用することはありません。
- 扶養認定日につきましては、調書や添付書類により健保組合が審査の上決定いたします。
健康保険法施行規則第38条により、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、届出を提出しなければならないと定められていますので、事実が発生したら速やかに必要書類をご提出ください。

EY Japan健康保険組合

被扶養者認定に必要な提出書類一覧

提出書類に基づき、健康保険組合で扶養認定可否の審査を行います。扶養申請対象者との関係や収入の状況によっては、下記以外の証明書類の提出を求めたり、より細かな確認を行う場合があります。また、確認された状況により申請が否認される場合もありますので、予めご了承ください。

【提出必須書類：全員】 ①～⑤については、該当する場合は全員必ず提出してください。

提出書類	区分	別居可						同居必須	備考
		配偶者	父母・祖父母	子		兄弟姉妹・孫		3親等内親族 その他	
				高校生以上	中学生以下	高校生以上	中学生以下		
① 被扶養者(異動)届 (健保組合専用書類)		○	○	○	○	○	○		
② 被扶養者申請調書 (健保組合専用書類)		○	○	○		○	○		
③ 被扶養者認定チェックシート (健保組合専用書類)		○	○	△		△	○	△大学卒業以上は必須	
④ 市区町村窓口で交付された直近分の所得証明書 または住民税課税(非課税)証明書の原本 (注1)		○	○	△		△	○	△高校卒業以上は必須 ※証明書に給与・年金以外の収入の記載がある場合、 確定申告書の提出が必須	
⑤ 在留カード(両面写し) : 外国籍の場合		○	○	○	○	○	○		
※ 国民年金第3号被保険者届 : 配偶者のみ		○						年金関係の届出も必要。詳細は事業所人事部にご確認ください。	

【添付書類：該当する項目を確認して提出】

該当する項目を提出	収入あり	認定基準内の収入で就労	直近3カ月分の給与明細(写し)	○	○	○	○	○	○	
				不動産、雑、配当、株式等給与以外の収入あり	直近の確定申告書(写し)	○	○	○		○
年金を受給	直近の年金受給通知書(写し)	○	○	○		○		○	受給している年金すべて(老齢・障害・遺族等)	
過去2年の間に就労していた	失業給付を受給しない	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(原本)	○	○	○		○		○	離職票1ではありません(注2)
	失業給付を受給予定または給付制限期間中	離職票1・2(写し) または雇用保険受給資格者証(両面写し)	○	○	○		○		○	前職からの離職票受領に時間がかかる場合は、退職証明書・資格喪失証明書等、退職日が確認できる書類(原本)で代替可
	失業給付の受給延長申請をする予定	離職票1・2(写し)	○	○	○		○		○	
	失業給付を受給延長中	受給延長通知書(原本)	○	○	○		○		○	
	失業給付を受給完了	雇用保険受給資格者証(両面写し)	○	○	○		○		○	支給終了日の記載があるもの
	雇用保険未加入	雇用保険未加入である旨記載の退職証明書(原本)	○	○	○		○		○	公務員は辞令(写し)
学 生	在学証明書(原本) または学生証(写し)	○	○	○		○		○		
婚姻したことによる申請の場合	婚姻届受理証明書等 婚姻日がわかる公的書類(原本)	△ (注3)								△:「当組合の被扶養者になる日=婚姻日」の場合は提出
扶養義務・生計維持関係の確認	同居	世帯全員の住民票写し(原本) ※続柄・筆頭者の記載があるもの	△	○ (注4)	△	△	○ (注4) (注5)	○ (注4) (注5)	○ (注4)	△:外国籍等、被保険者と対象者の姓が異なる時は提出 △子:配偶者がいない時は提出
		世帯全員の住民票写し(原本) ※続柄・筆頭者の記載があるもの		○ (注4)	△	△	○ (注4) (注5)	○ (注4) (注5)	△	△子:配偶者がいない時は提出
	別居	直近一年分の送金証明		○			○	○	△	ATMの振込票や通帳コピー等
	別居	被保険者との続柄を証明する書類(戸籍謄本等)	△	○	△	△	○	○	△	△:外国籍等、被保険者と対象者の姓が異なる時は提出
夫婦共同扶養(共働き)の場合	配偶者の収入の証明書類			○	○					配偶者が当組合の被扶養者となっていない場合は必須

○印:必ず提出 △印:該当する人は必ず提出

《注意事項》

- 注1: 所得証明書または住民税課税(非課税)証明書(自治体により名称が異なる)は、その年の1月1日時点の住民票所在地の市区町村窓口で申請を行い交付されるものです。給与以外の収入の有無等も確認しますので、就労していた方も含めいずれかを提出してください。
- 注2: 失業等給付を受給する意思がないにもかかわらず前職から離職票1・2が交付されている場合は、離職票1・2の原本をご提出いただくとともに、受給する意思がないこととその理由を申請調書に必ず記載してください。
- 注3: 婚姻した方で、対象者の添付書類の氏名が全て旧姓の場合は、旧姓・新姓が確認できる公的書類を追加書類として添付してください。
- 注4: 世帯全員の住民票に扶養申請対象者以外の成人家族がいる場合は、その方の収入を証明する書類を追加書類として添付してください。
- 注5: 扶養申請対象者が兄弟姉妹・孫で、別居の父母がいる場合は、父母の収入を証明する書類を追加書類として添付してください。

健康保険 被扶養者申請調書

被扶養者申請調書の提出にあたり、別紙「被扶養者申請手続きについて」を一読し内容について同意しました。
 下記の申請内容に虚偽があった場合には、扶養認定日に遡り被扶養者資格を取消されても異議はありません。
 なお、その間にかかった医療費や保健事業費等、貴健保組合が負担した費用は全て私が返還致します。
 また、就職や収入増加等、被扶養者状況に変動があった場合には、速やかに連絡し、必要な手続きを行います。

令和 年 月 日申請

勤務先事業所名 _____

被保険者証の記号 _____ 番号 _____ 被保険者氏名 _____ (印)

■扶養申請対象者について回答してください。

フリガナ	性別	続柄	生年月日	現住所
氏名			S H R	

【1】被扶養者として申請することになった経緯を教えてください ※未記入の場合は差し戻します。

被扶養者として申請する具体的な理由を記入(対象者の状況、扶養されるまでの経緯、他の扶養義務者が扶養できず被保険者が扶養せざるを得なくなった経緯等を詳しく)

【2】今回、扶養申請する方について記入してください(該当事項のいずれかに○をし、記入箇所はもれのないようにしてください)

1. 現在、加入している健康保険はありますか <small>※被保険者の入所に伴い、前職から引き続き被扶養者申請を行う方は、入所日前の加入健保を最終加入健保として記入してください。</small>	いいえ	最終加入健保組合名() 年 月 日 資格喪失			
	はい	任意継続 ・ 国民健康保険 ・ 勤務先の健康保険 ・ 各種共済組合 ・ 他の家族の被扶養者			
2. 所得税の扶養控除申請をしていますか	はい	いいえ 理由必ず記入()			
3. 現在働いていますか	いいえ	退職事由: 定年 ・ 結婚 ・ 会社都合 ・ 出産(予定日: 月 日) その他()			
	はい	退職日: 年 月 日	勤務先: 1ヶ月の収入額: 円		
4. 過去2年の間に働いていた方は、雇用保険(失業等給付)の受給状況について教えてください <small>※基本手当日額が3,612円(60歳以上は5,000円)以上の場合、受給中は被扶養者になることはできません</small>	受給中	年 月 日から 月 日頃までの予定	基本手当日額: 円		
	申請中 申請予定	受給資格者証写し提出予定日【 年 月 日】	※申請日より2ヶ月以内に要提出 未提出の場合は扶養取消もあり		
	延長中 延長予定	理由()	通知書提出予定日【 年 月 日】		
	受給終了	受給終了日: 年 月 日			
	受給しない	理由()			
5. 現在、収入がありますか <small>※給与には通勤手当を含みます。 一時的な収入(退職金・相続等)は、ここでいう「収入」とはみなしません。 また「収入」とは 税・保険料等控除前の「総収入」のことであり、「所得」ではありません。 「年間収入」とは税法上とは異なり、収入を得た日から向こう1年間の収入見込額のことです。</small>	内 訳	給与	いいえ	はい	年間収入額: 円 ※パート・アルバイト含む
		年金	いいえ	はい	(年金)(年額 円) (年金)(年額 円) ※年金は、老齢・遺族・障害・恩給・基金・労災補償等すべてを含む
		その他	いいえ	はい	配当・利子・不動産収入・雑収入・その他() (月額 円)もしくは(年額 円)
6. 被保険者とは同居していますか	同居				
	別居	別居の理由() 1ヶ月の送金額(月額 円)			
7. 保険診療の自己負担分の全額または一部について、国や地方自治体の助成を受けていますか	はい	お手元にある医療証等のコピーを提出してください			
	いいえ				

【3】扶養申請対象者以外のご家族について教えてください (扶養申請対象者が配偶者・子の場合は記入不要)

1. 扶養申請対象者に同居家族はいますか	いいえ	はい	同居家族が扶養できない理由()			
2. 優先扶養義務者の有無を確認するため、ご家族の情報を記入してください。※続柄は扶養申請対象者からみた関係でご記入下さい。						
氏名	続柄	年齢	職業	年収	同別居	住所
					同・別	
					同・別	
					同・別	